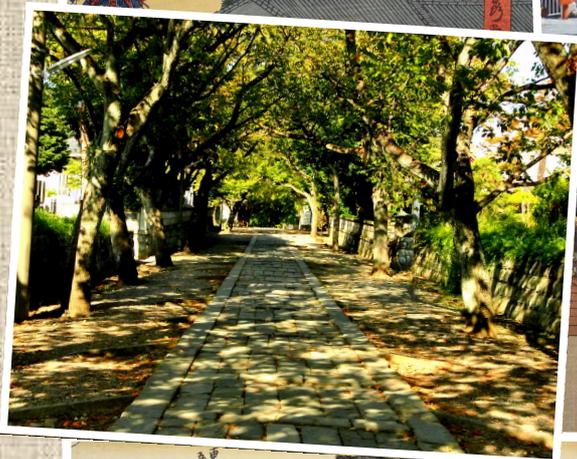


# 旧東海道藤沢宿街なみ継承地区

## 街なみ継承ガイドライン



2015年4月 藤沢市

## 1. 地区指定の目的

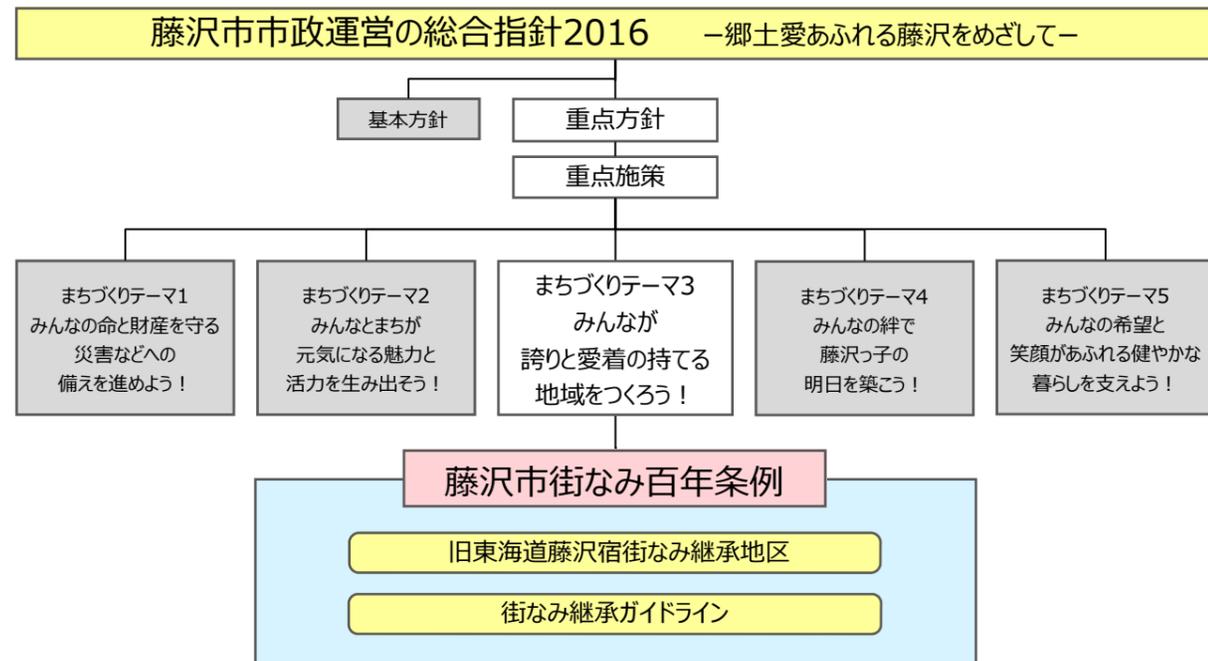
藤沢市では、社会情勢のめまぐるしい変化への対応などのため、市の長期的な計画である「総合計画」に替わる新しい仕組みとして、「藤沢市市政運営の総合指針2016 -郷土愛あふれる藤沢をめざして-」を策定し、めざす都市像や基本目標を長期的な視点から示した「基本方針」と、この3年間で喫緊に取り組むべき特に重要な施策を示した「重点方針」を定めました。この「重点方針」である施策の一つとして、「みんなが誇りと愛着の持てる地域をつくろう！」をまちづくりテーマに、歴史的、文化的な資源の保全・継承と景観まちづくりを推進するため、「藤沢市街なみ百年条例」を制定しました。

「藤沢市街なみ百年条例」では、良質な街なみの形成を特に重点的に図る地区を「街なみ継承地区」に指定し、まちの将来像などを示した「街なみ継承ガイドライン」に基づき、市民、事業者、市の協働を通じて、地域の自然、歴史や文化、生活から織りなされる良質な街なみを守り、育て、継承し、より豊かな市民生活の実現を目指しています。

### 旧東海道藤沢宿街なみ継承地区

旧東海道藤沢宿周辺は、古くから交通の要所となり、戦国時代末期、のちに徳川将軍家専用の宿泊施設となる藤沢御殿が築かれました。江戸時代に入ると、旧東海道6番目の宿場町として整備が進み、時宗総本山清浄光寺（通称：遊行寺）の門前町として、また、江の島参詣、大山参詣の中継地として、たくさんの人でにぎわい、藤沢の中心地として栄えました。

こうした歴史や文化が集積している地域を街なみ継承地区として指定し、魅力あるまちづくりに取り組みます。



## 2. 街なみ継承地区の区域

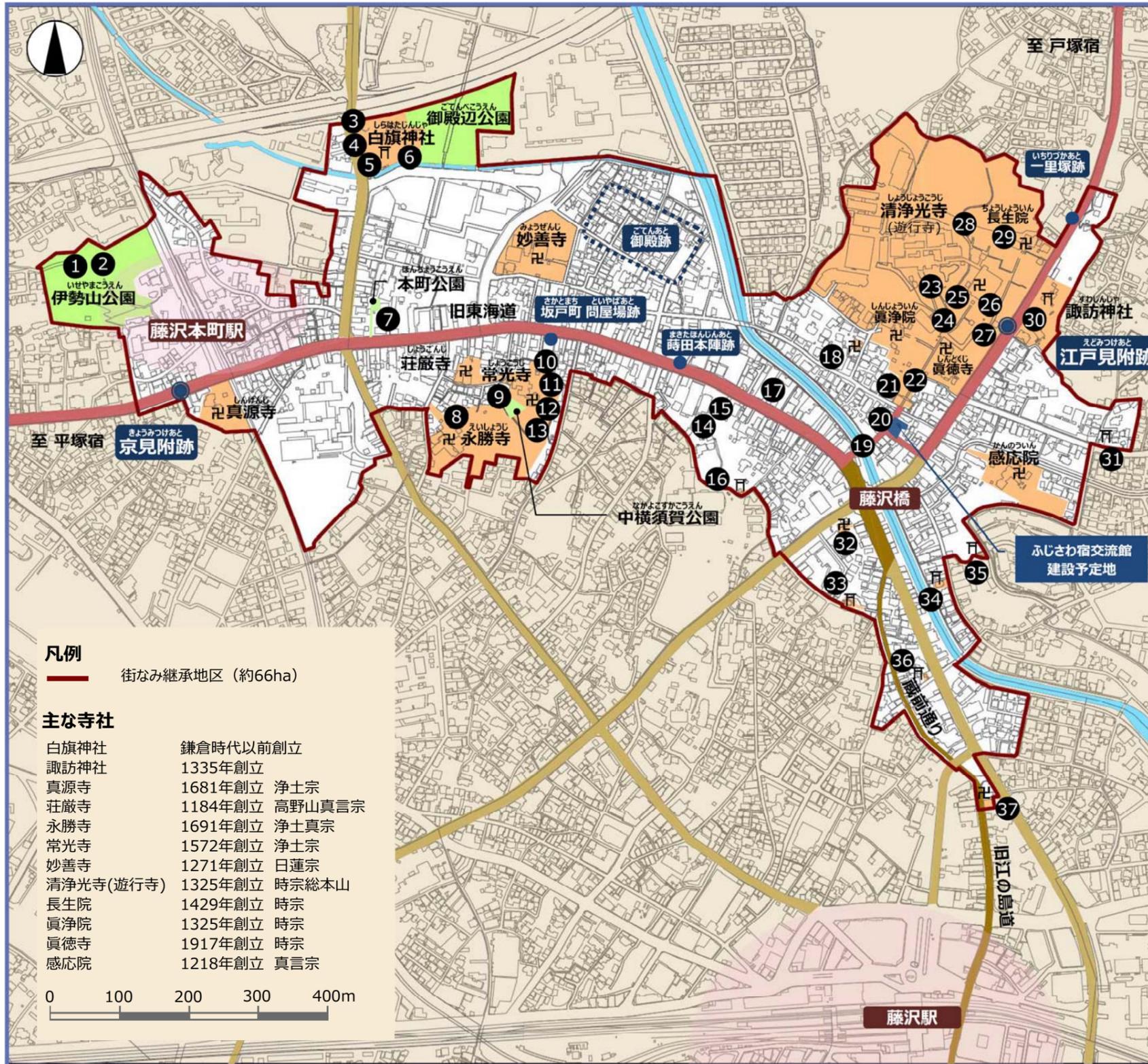
旧東海道藤沢宿は、遊行寺東側にある江戸見附跡から藤沢本町駅西側にある京見附跡まで、約1.4kmの範囲に広がっていました。地区には旧東海道や旧江の島道といった古道、「藤沢の新十名勝」（昭和5年）に選ばれた伊勢山公園の鐘楼や、「かながわの橋100選」（平成2年）に選ばれた遊行寺橋、花や紅葉を楽しめるスポットがあり、多くの人に親しまれています。

また、遊行寺や白旗神社などの寺社、庚申供養塔などの史跡、江戸末期から昭和初期に建てられた歴史的な建築物、源義経や小栗判官と照手姫にまつわる伝説などが残されており、この地区の歴史を伝えています。

このような、歴史・文化を地域の資源として守り、育て、継承するため、これらを包含した区域を街なみ継承地区に定めます。



- 1 伊勢山公園の鐘楼  
昭和5年「藤沢の新十名勝」に「伊勢山の晩鐘」として選ばれた。
- 2 承応2年庚申供養塔
- 3 弁慶の力石  
この石に触ると健康になり、病気をしないといわれている。
- 4 源義経公鎮霊碑  
平成11年(1999年)、義経の首と御骸を合祀。
- 5 白旗神社の庚申供養塔群  
寛文5年庚申供養塔、江の島弁財天道標
- 6 湯立神楽  
毎年10月28日に行われる。大釜に湯をたぎらせ、湯立の結晶を受けることで、災いを除き福を招くといわれている。
- 7 伝源義経首洗井戸  
義経の首を洗い清めたといわれる井戸。
- 8 飯盛女の墓  
旅籠におかれた遊女の墓。  
このように供養されたものは珍しい。
- 9 弁慶塚  
弁慶を祀る八王子社があったと伝えられている。
- 10 藤沢警察署発祥の地の碑  
明治5年(1872年)、常光寺境内に蓮卒屯所が置かれた。
- 11 常光寺のかや  
樹齢300年以上といわれる大木。昭和59年(1984年)、「かながわの名木100選」に選ばれた。
- 12 常光寺の樹林  
クスノキ、タブノキなどの大木がある。
- 13 常光寺の庚申供養塔群  
万治2年庚申供養塔、寛文9年庚申供養塔
- 14 明治天皇行在所記念碑  
明治24年(1891年)、旧稲元屋呉服店に明治天皇が宿泊したことを記念し建立。
- 15 旧稲元屋呉服店内蔵・一番蔵  
昭和10年(1935年)築の内蔵と、明治中期築の一番蔵。土蔵造の内蔵は、丁寧な造作と優れた意匠を備えている。
- 16 厄神社  
明治17年(1884年)、地元の有志によって、川崎大師の分神が祀られた。
- 17 桔梗屋店蔵・主屋・文庫蔵  
明治44年(1911年)築の店蔵・主屋と、文久元年(1861年)築の文庫蔵。土蔵造の店蔵は関東大震災以前に遡る貴重な店舗建築。
- 18 西富日限地蔵院
- 19 遊行寺橋  
多くの浮世絵に描かれた橋。平成2年(1990年)、「かながわの橋100選」に選ばれた。



- 20 藤沢広小路  
日本三大広小路の一つと言われる。火災の広がりを食い止めるために設置された火除地。
- 21 板割浅太郎の墓  
国定忠治に忠誠を尽くした浅太郎の墓。仏門に入り、遊行寺の堂守となった。
- 22 惣門(黒門)といは坂  
日本三大黒門の一つといわれる惣門から延びる48段の石段。春は八重桜がみごと。
- 23 中雀門  
安政6年(1859年)に建立された遊行寺境内で最も古い建造物。
- 24 大銀杏  
幹周7m、樹齢300~700年といわれる大木。
- 25 銅鐘(清浄光寺)  
延文元年(1356年)に造られた銅鐘。
- 26 遊行の盆  
夏を盛り上げる盆踊りイベント。盆踊りは一遍上人の踊念仏が始まりといわれている。
- 27 藤沢敵御方供養塔  
応永25年(1418年)建立。敵と味方を一緒に供養したものとしては古い。
- 28 宇賀弁財天  
徳川家の祖、有親の守り本尊といわれている。銭洗弁天として信仰されている。
- 29 小栗判官公並びに十勇士の墓  
歌舞伎や浄瑠璃で演じられた小栗判官伝説ゆかりの地で、名馬鬼鹿毛や、照手姫の墓もある。
- 30 西富ばやし  
西富地区に伝わるおはやし。8月の諏訪神社例大祭のほか、様々な行事で演奏されている。
- 31 山王神社
- 32 金砂山観世音  
帯解観音と呼ばれ、子宝・安産のご利益があるといわれた。昭和10年(1935年)、「県下名勝史蹟四十五佳選」に選ばれた。
- 33 白山宮
- 34 船玉神社  
昔はこの辺りまで船が入り出していた。
- 35 藤稲荷  
藤沢宿最古の稲荷といわれる。
- 36 鼻黒稲荷大明神
- 37 庚申堂  
明治の文豪、小泉八雲が著書で紹介。  
寛文13年庚申供養塔



1 伊勢山公園の鐘楼 7 伝源義経首洗井戸 22 惣門(黒門)といは坂 26 遊行の盆 35 藤稲荷

**略号**  
 国指定史跡 登録有形文化財  
 県指定重要文化財 市指定無形文化財  
 市指定有形文化財 市指定天然記念物

## まちの将来像

みんなが歴史・文化を大切にし  
誇りと愛着のもてる**魅力**あるまち

## まちの目標

歴史・文化を守り、育てる  
個性豊かなまち

**魅力**あるまち

活力とにぎわいのある  
回遊性のあるまち

安全で安心して  
ずっと住み続けたいまち

## まちづくりの取組

### 1 歴史を感じる風景づくり

地域の歴史・文化を大切に、空間の連続性やまとまりに配慮した、魅力あるまちなみを誘導します。

### 2 回遊性のあるまちづくり

沿道のまちなみや、地域資源を引き立てる魅力的な公共空間を創出し、地域の回遊性を高めます。

### 3 地域資源の保全

地域資源である歴史的建造物などの保全を支援し、地域が積み重ねてきた歴史・文化を継承します。

## まちづくりの取組みイメージ

建築物や外構の素材、形態を工夫することで、  
周囲と調和したまとまりあるまちなみをつくります



塀の素材、形態に配慮

平入りのデザイン

店先や軒先は公共的な空間として、  
魅力ある空間をつくります



緑を置き、照明を工夫

室外機の修景

にぎわいやまちなみに  
調和したデザインとします



まちなみと調和した看板



案内板・サインはまちを分かりやすく、  
歩く楽しさを提供します



分かりやすいサイン

まちなみとの調和に配慮

まちの表情をつくり出し、安全、快適に歩ける空間をつくります



休憩できる空間

風景になじむ舗装

# 1. 歴史を感じる風景づくり

## 1) まちなみ

歴史を感じる要素を取り入れ、色彩や形態に配慮することで、空間的な連続性やまとまりのあるまちなみを形成するとともに、地区の特徴を活かしながら、まちの魅力を高めます。建築物の新築、建替え、改修時に加え、日常的なメンテナンスや設備の更新時にも留意します。

### ① 素材・形態の工夫

・建築物に古くから使用されてきた「素材」、藤沢宿の商家建築に多く見られた特徴的な「形態」、「和の趣」をイメージしたデザインを取り込むことにより、歴史を感じる空間を生み出し、歴史的な建築物などとも調和したまちなみを形成します。



### ② 色彩の配慮

・近隣の建築物と類似する色相を使用したり、明度差・彩度差を抑えることで周囲との調和を保ちます。  
 ・自然界でもっとも鮮やかな色彩である草木の緑（明度5、彩度6程度）と比較して目立ちすぎないよう、彩度は4以下を原則とします。また、明度の高い色彩は鮮やかに見えやすいので、彩度を控えるようにします。  
 ・温かみがあり、落ち着いた印象となる暖色系の色相に比べ、その他の色相は目立ちやすくなるため、使用する場合には、彩度を控えるようにします。

彩度4	暖色系の色相			その他の色相		
	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	G(緑)	B(青)	P(紫)
8						
6						
4						
2		-	-			

彩度4の色彩例

明度6	暖色系の色相			その他の色相		
	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	G(緑)	B(青)	P(紫)
6						
4						
2						

明度6の色彩例

## 2) 空間の設え

店先や軒先は公共的な空間と捉え、一人ひとりが魅力ある空間づくりに取り組みます。

### ① 旧東海道に顔を向ける

・「建築物の顔」であるメインエントランスを旧東海道に向けて設置することで、沿道のまちなみに変化を与え、ゆとりやうるおい、親しみやすさを創出します。



### ② 配置や見え方を工夫する

・駐車場・駐輪場、ごみ置き場などは、通りから見えない場所に設けます。通りに面して設ける場合は植栽や塀などにより、まちなみの連続性に配慮します。  
 ・エアコンの室外機などの建築設備や屋外階段は、格子や植栽等で修景し、道路からの見え方に配慮します。



### ③ 日々の暮らしの景観づくり

・店先や軒先に、季節の変化を楽しめる彩りある植栽空間を演出し、地域の魅力を高めます。  
 ・照明の配置、配光を工夫することで、夜間のにぎわいや歩きやすさを生み出し、心地よい夜景を演出します。



## 3) 広告物・看板

広告物は、にぎわいやまちなみに配慮した大きさ、数、配置とし、親しみが感じられるデザインとします。

### ① 素材・形態の工夫

・看板は木、石、鋳物、布など素材の質感を活かしたり、お店や商品のイメージを表現することで店の顔、まちの表情をつくります。  
 ・のれん、日よけなどを活用し、まちの雰囲気をつくり、魅力を高めます。  
 ・史跡や自然、歴史的な建築物などの周囲では、地域資源の魅力を損ねないよう、材料、形態、色彩、大きさなどに配慮します。



### ② 色彩の調和

・広告物は、木や石などの自然素材、のれんなどの布素材を除き、地の色の彩度を落ち着いたものとします（彩度10以下を目安とします）。  
 ・目立つ色彩を大きな面積で使用することは控えます。同じ色彩を使用する場合でも、色数を減らす、彩度を下げる、高彩度の色彩の面積を小さくするなど工夫をします。



白色の割合を増やし、落ち着いた色調に。

## 2. 回遊性のあるまちづくり

### 1) 道路・横町

道路空間の高質化を図り、歴史、文化を感じるまちの表情をつくり出すことにより、住む人が愛着をもち、訪れる人にとっても、印象深い景観となるとともに安全に歩ける環境を目指します。

旧東海道、藤沢駅からのアクセス動線である蔵前通り、多くの浮世絵に描かれた遊行寺門前、旧東海道から寺社に伸びる横町や史跡を結ぶ散策路などを対象とし、駅と地区の地域資源を結びます。

#### ① 風景になじむ道づくり

- ・ 歩く楽しさを感じさせ、まちの風景に魅力を与えるため、歴史を感じる風景づくりとともに、道路や横町の整備においてもデザイン性を高めるなどの工夫をします。
- ・ 舗装の高質化や場の雰囲気に合わせて材質の活用、電線類の地中化や道路上の設置物のデザイン性向上により、沿道景観を活かす道づくりを進めます。



舗装の美装化例

横町の整備例

電線が地中化された国道467号

歴史を伝えるトランスボックス

#### ② 回遊を誘発する環境づくり

- ・ バリアフリーに対応した整備のほか、敷地の一角や店先にベンチを配したり、小さな休憩場所(ポケットパーク)を設けることで、安心して歩ける環境を整えるとともに、新たな交流が生まれる場とします。
- ・ 見附跡などの史跡まわりを修景し、由来や歴史を分かりやすく、魅力的に伝え、史跡への関心、散策する楽しみをより一層高めます。



小さな休憩場所

史跡まわりの整備例

### 2) 公園

史跡などのある公園は、その歴史を伝えながら、住む人や訪れる人にとって利用しやすい、訪れやすい公園としていきます。

- ・ 本町公園の伝 源義経首洗井戸、中横須賀公園の弁慶塚と彫られた石塔、伊勢山公園の鐘楼などの史跡を活かしながら、訪れた人が気持ちよく滞在でき、歴史に触れることができるように配慮します。
- ・ 地域住民が安心して利用できるよう、周囲からの見通しやバリアフリーに配慮するなど、安全性に留意します。



本町公園

中横須賀公園

源義経の首を洗い清めたとされる「伝 源義経首洗井戸」がある。

このあたりに、武蔵坊弁慶の御霊を祀る八王子社が建てられていたと伝えられている。

### 3) 案内板・サイン

案内板などのサインは、まちを分かりやすくするとともに、歴史や伝説などを紹介し、歩く楽しみを提供します。また、施設や店舗で独自に設ける誘導サインも、色彩や高さに統一感を持たせることで、まとまりあるまちなみを生み出します。

#### 案内板設置に関する基本事項

- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックや歩行者の円滑な移動、他の交通標識の視認の妨げにならない位置に設置します。また、誘導サインは駅などの交通結節点や主要な交差点から視認できる位置に設置し、目的地までの距離を併記します。
- ・ 使用する色は8ページの「1.歴史を感じる風景づくり 1)まちなみ ②色彩の配慮」に準ずるものとするほか、建築物や地域で使われている素材との調和に配慮したものとします。
- ・ 表記する文字は読みやすい書体、大きさとし、離れた位置からの見やすさに配慮します。
- ・ 橋、信号機や道路標識、街路樹、電柱、路上に設置する変圧器などには、貼り札や貼り紙、立て看板などを掲出しません。



分かりやすい方向表示



路面標示の例

### 4) 情報発信・提供

地域の魅力は、歴史を伝える史跡や祭り、そこで生活する市民だからこそ知っているお店や名物など、多岐にわたります。また、まちづくりの取り組みそのものが、多くの人の関心を引く要素になることがあります。市民、事業者、市それぞれが情報発信の担い手となり、地域の魅力を伝える情報、それらを分かりやすく伝える画像、映像などの資料を共有しながら、地域の魅力を発信します。

また、地域を訪れた人々が、地域の情報を容易に取得し、休憩できる場として、ふじさわ宿交流館を活用し、積極的な情報の発信・提供を進めます。



### 3. 地域資源の保全

地域に残る歴史的な価値のある建築物などは、まちの歴史を伝える大切な財産であり、地域の景観をより印象的なものにする重要な役割も担っています。

こうした地域資源を守り、歴史や文化を大切にしたい魅力あるまちなみの形成を支援するため、歴史的建築物の保全や、まちなみの修景に必要な費用の一部を補助します。

また、文化財保護法や藤沢市文化財保護条例、景観法などに基づく制度を活用し、文化的、景観的に重要な建築物などの保全を支援します。

#### 藤沢市旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する補助事業〈平成27年度から5年間を予定〉

補助内容	昭和25年(1950年)11月22日以前に建築された町家または蔵	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観の保全工事 補助率 1/2 かつ上限500万円</li> <li>・耐震診断、補強設計 補助率 1/2 かつ上限50万円</li> <li>・耐震改修工事 補助率 1/2 かつ上限200万円</li> </ul>	
	旧東海道や蔵前通りから望見できる門、塀、生け垣および設備機器	
	・門、塀、生け垣および設備機器の修景工事 補助率 1/2 かつ上限30万円	

#### その他の支援制度

##### 登録有形文化財（建造物）

根拠法：文化財保護法

要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・築50年以上経過した建造物で、次のようなもの</li> <li>・国土の歴史的景観に寄与しているもの</li> <li>・造形の規範になっているもの</li> <li>・再現することが容易でないもの</li> </ul>
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修理等の設計監理費補助</li> <li>・相続財産評価額一部控除</li> <li>・家屋の固定資産税減税</li> </ul>

##### 藤沢市指定重要文化財

根拠法：藤沢市文化財保護条例

要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠的または技術的に優秀なもの</li> <li>・歴史的または学術的価値が高いもの</li> <li>・流派的または地域的な特色が顕著なもの</li> </ul>
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修理・復旧費用の補助</li> </ul>

##### 景観重要建造物

根拠法：景観法

要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの</li> <li>・道路など公共の場所から望見されるもの</li> </ul>
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続財産評価額を建造物の利用上の制限(一般公開の有無など)に応じて一部控除</li> </ul>

### 相談・問い合わせ

街なみ継承ガイドラインは地域のまちづくりに関する基本的な事項を定めたものであり、地域の皆様が建築物や外構の整備などを行う際には、本ガイドラインにご配慮下さい。

なお、本ガイドラインについてご不明の点、あるいはご相談などがあれば、担当窓口までご連絡下さい。

担当窓口 藤沢市 計画建築部 街なみ景観課  
電話 0466-25-1111 (内線) 4262

2015年8月改訂